

同意書

- 1 町が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その関係書類の写しを関係機関から受領すること。その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 2 支給認定のために提出した書類（税金関係の書類を除く）について、町から入所予定の施設宛に写しを送付すること。
- 3 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の特定教育・保育施設宛に送付すること。
- 4 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規程に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の特定教育・保育施設宛に送付すること。
- 5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第10条第1項の規程に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の特定教育・保育施設宛に送付すること。
- 6 当該児童と同住所に居住する者について、特定教育・保育施設入所期間中に支給認定の取り消し、又は、認定期間を超えた場合（求職活動にあたっては90日を超えた場合）には、保育の実施を解除されても異議はないこと。
- 7 児童手当法第21条第1項又は同条第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、町又は入所する施設に対して納入すべき義務がある未納入の保育料（延長保育料を含む。）及び給食費がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払に充てること。

以上について、特定教育・保育施設の支給認定申請にあたり同意します。

年 月 日

住 所 _____

申請児童名 _____

申請者 _____